

内閣参質一八九第三五八号

平成二十七年十月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出自衛隊の国連平和維持活動等における治安維持業務における装備に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出自衛隊の国連平和維持活動等における治安維持業務における装備に関する
質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「治安維持業務」が具体的にいかなる活動を指すのか必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

なお、国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の装備については、平成二十七年九月十九日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）による改正後の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下「改正PKO法」という。）第六条第四項の規定に従い、また、国際連合からの要望や現地の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断することとなる。

また、改正PKO法に基づく武器使用の要件等については、改正PKO法第二十五条及び第二十六条に定めるとおりである。

